

## 太陽 ASG 国際税務ニュースレター

### 今回のテーマ： 相続税は外国人にどう課税されるのでしょうか？

子供のいない外国籍の夫が日本居住中に亡くなった場合、外国籍の妻及び夫の両親に対して相続税は課税されるのでしょうか？

#### 1 法定相続人はだれ？

法的に遺産を相続する権利を持つ「法定相続人」は、被相続人が日本国籍の場合は、戸籍謄本により判定します。被相続人が法的に結婚していれば、配偶者は常に法定相続人となります。続いて子供、父母、兄弟姉妹の順で法定相続人となります。子供や兄弟姉妹が先に亡くなっていた場合、孫や兄弟姉妹の子供が法定相続人になります。当該事例の場合、法定相続分は妻（2/3）、直系尊属(1/3)です。（民法 900、901）

一方、日本に居住していた被相続人が外国国籍の場合には、その被相続人の本国の相続法に基づいて相続人と相続分とが決まります。

#### 2 日本の相続税法

##### 1) 相続財産の範囲

基本的に換金できる財産すべてが課税対象となる遺産です。

遺産総額 (相続・遺贈による)	相続時精算課税制度を利用した贈与財産 (注1)	死亡前3年以内の贈与財産	みなし相続財産 (死亡保険金など)
		葬式費用・債務	非課税財産(注2)
遺産額			
課税遺産総額	基礎控除額 (5000万円+1000万円×法定相続人数)		

注1：贈与された財産と相続された財産を足した額に相続税がかかるという制度。ただし、この制度は、原則として、満65歳以上の親から満20歳以上の子供への贈与に限られます。

注2：生命保険金や死亡退職金は、それぞれ法定相続人一人につき500万円が非課税。

##### 2) 相続税の総額は？

法定相続分の各人の取得価格	1千万円以下	1千万円超 3千万円以下	3千万円超 5千万円以下	5千万円超 1億円以下	1億円超 3億円以下	3億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	なし	50万円	200万円	700万円	1700万円	4700万円

① 課税遺産総額を法定相続分に応じて取得したと仮定した場合の、各人の取得価格に対応する上記の表の算出税額の合計額が、相続税の総額となります。

② 各相続人の負担する相続税額は、相続税の総額を各人の課税価格の割合によって按分します。

### 3 外国籍の相続人に対する課税

日本の相続税は、相続人が日本に住所を有している限り、日本国内外に所在する財産すべてが課税対象とされます（居住無制限納税義務者）。ところが、相続人が日本に住所を有しないで、かつ外国籍であれば、日本国内に所在する財産のみが、課税対象とされます（制限納税義務者）。

したがって、冒頭の外国籍の妻及び夫の両親は、日本に住所を有していなければ、制限納税義務者として、日本国内に所在する財産のみが、日本での相続税の課税対象とされます。

注：日本の相続税の総額は、日本の民法に定める相続人と法定相続分に基づき計算されます。

外国で相続人に相続税が課税される場合、通常、日本で納付した相続税額を控除した額が、外国での相続税の納付税額となります。

#### **お見逃しなく！**

相続人が日本に住所を有していなくても、相続人が日本国籍であり、かつ相続人又は被相続人が、相続開始前5年以内のいずれかの時において日本に住所を有している場合には、日本国内外に所在するすべての財産が相続税の課税対象とされます（非居住無制限納税義務者）。